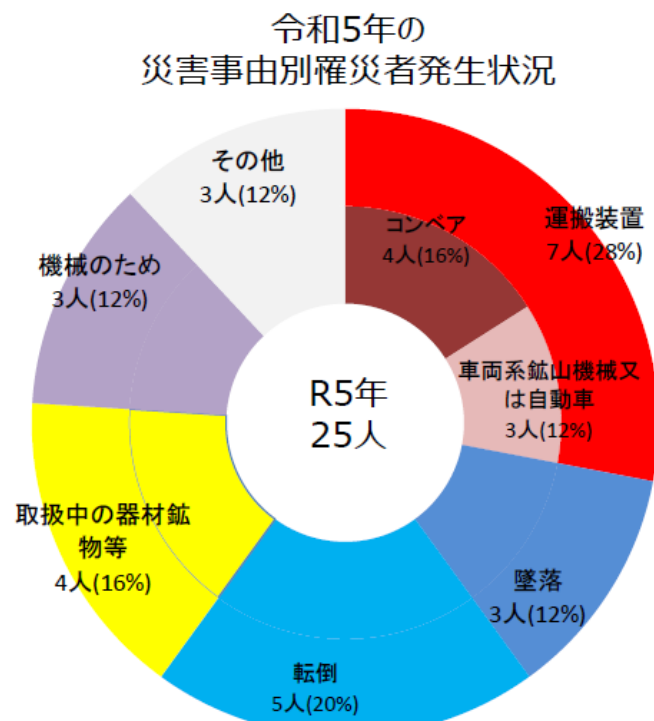
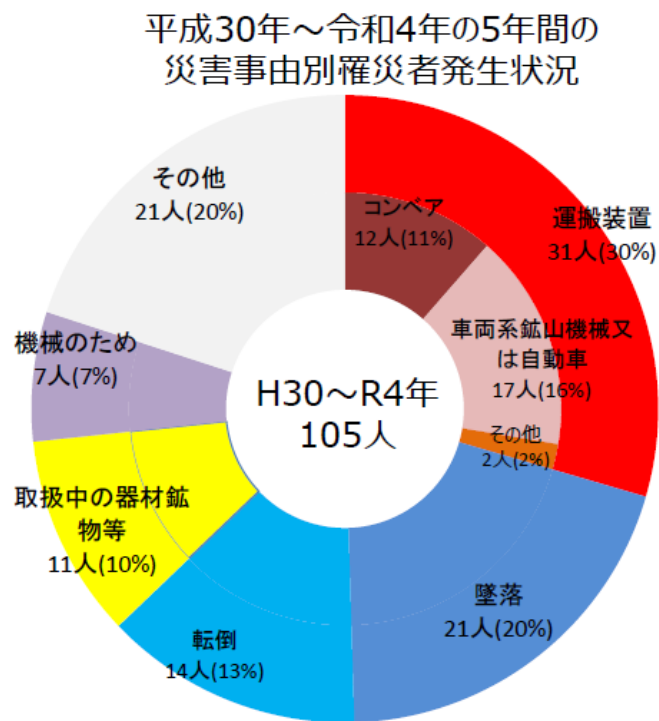


鉱山における高頻発災害の現状と 対応の方向性について

令和 7 年 3 月 1 0 日
経済産業省 産業保安・安全グループ[°]
鉱山・火薬類監理官付

1. 近年における墜落、挟まれ・巻き込まれに係る災害発生状況（罹災者数の推移）

- 平成30年～令和5年の墜落災害は計24件発生（うち21件が重傷）、挟まれ・巻き込まれに係る災害は計16件発生（うち14件が重傷）しており、いずれも重篤な罹災者が発生。
- 墜落、挟まれ・巻き込まれ災害のいずれも、主な発生原因は、「作業手順書の不遵守」が多く、また、「作業手順書の不備」や「教育不十分」、「安全柵等の設置不備」や「表示の設置不十分」などが挙げられる。



（参考）労働安全衛生法令等における近年の安全規制の主な見直し状況

- 墜落、挟まれ・巻き込まれに係る事案は、鉱山以外の一般事業場においても発生しており、労働安全衛生法令等において危険防止措置が講じられているが、近年、安全規制の一部見直しが行われている。
- 【墜落関係】国際基準に適合したフルハーネス型の墜落制止用器具の使用義務化 等
- 【挟まれ・巻き込まれ関係】「隔離」及び「停止」を原則とした措置の実施 等

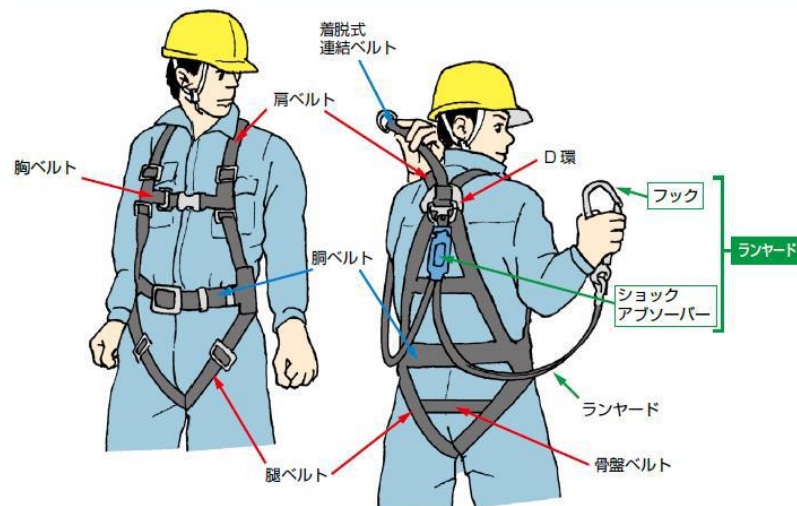
労働安全衛生法令等における危険防止措置と主な見直し

【墜落関係】

- 墜落時の身体保護の観点から、胴ベルト型ではなく、国際基準に適合したフルハーネス型の墜落制止用器具に係る構造等の規格を新たに制定。当該墜落制止用器具の使用や当該作業に係る教育の実施等を義務化。

【挟まれ・巻き込まれ関係】

- 機械の稼働範囲には、覆い、囲い等を設けて身体の一部が入らないようにする「隔離」、機械の掃除等やむを得ず機械の稼働範囲内で作業を行う必要がある場合は、機械を完全に停止させてからこれらの作業を行う「停止」を原則とし、安全対策の周知を継続的に実施。



フルハーネス型墜落制止用器具

2. 今後の取り組むべき方向性① 墜落、挟まれ・巻き込まれに係る規定類の見直し

- 墜落、挟まれ・巻き込まれに対する対応としては、鉱山保安法令において、鉱業権者及び鉱山労働者に対する必要な保安確保に係る義務が規定されているが、事業者における自主保安の取組の推進をより促していくため、保安規程の記載内容や技術指針の記載内容として以下の対応を行う。

	見直しの観点
鉱山保安法施行規則 （保安規程） 第40条	【保安規程の記載事項に「挟まれる又は巻き込まれることによる危害防止」を追加】 保安規程の記載事項について、「高所作業場からの墜落防止」と同様、<u>「挟まれる又は巻き込まれることによる危害防止」</u>を明示的に例示し、「墜落」と同様に、「挟まれ・巻き込まれ」の安全対策についても、保安規程での記載と対応の促進を促す。
鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令の技術指針（内規） 第2章 共通の技術基準 （第3条関係）	【技術指針に墜落対策、挟まれ・巻き込まれ対策の安全措置の例示を追加】 <u>技術基準省令を満たす安全要求事項に関して、①墜落対策、②挟まれ・巻き込まれ対策の内容が労働安全衛生規則等に基づく安全措置の内容の水準であることを明示するため、技術指針にその主な部分を例示的に規定する。</u> 【参考】労働安全衛生法における墜落、挟まれ・巻き込まれに関する規定 （墜落防止関係） ○労働安全衛生規則に基づく、墜落による危険の防止のための、高さが2メートル以上の箇所で作業を行う作業床等（ただし、作業床等を設けることが困難なときは、要求性能墜落制止用器具を使用する等の措置を講じていること）。 （挟まれ・巻き込まれ防止関係） ○労働安全衛生規則に基づく機械の原動機等の覆い等、コンベアの非常停止装置。 他

2. 今後の取り組むべき方向性② 各主体で取り組むべき内容

- 墜落、挟まれ・巻き込まれに係る事案の削減のため、引き続き各主体に対して以下の取組を求めていく。

各主体	取り組む主な事項
鉱業権者 鉱山労働者	○ <u>保安関連情報の積極的な収集</u>及び現況調査の適時・適切な実施によって保安関連の状況を確認・評価し、必要に応じ、保安規程等に反映するなど、自主保安を前提に保安確保の向上に向けた<u>鉱山保安マネジメントシステムの一層の向上</u>に取り組むこと。 ○ 教育等については、<u>鉱山労働者が正しくかつ適切にその内容を理解しているかを確認</u>すること。 ○ <u>保安確保のための安全確認や作業の中断は、作業の安全性を高める行為として推奨されるべき行為であるという意識の醸成</u>。
業界団体	○ <u>各会員企業等に対し必要な保安関連情報を収集・提供</u>するとともに、<u>業界全体としての保安確保の維持・向上の取組を継続</u>する。
行政	○ 保安確保に向けた鉱山における各事業者の取組状況に応じ、保安関連情報の提供や、鉱山の実状を踏まえたきめ細かい指導を行う。

(参考) 鉱山等安全対策検討委員会

【委員等名簿】

(委員) 高木 元也 独立行政法人労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所 安全研究領域特任研究員
東瀬 朗 新潟大学 工学部工学科工学部協創経営プログラム 大学院自然科学研究科材料生産システム
専攻社会システム工学コース 准教授・博士 (システムデザイン・マネジメント学)
太田 真治 S O M P O リスクマネジメント株式会社 賠償・労災グループ グループリーダー

(オブザーバー) 石灰石鉱業協会
天然ガス鉱業会
日本鉱業協会
一般財団法人カーボンフロンティア機構
経済産業省関東東北産業保安監督部
経済産業省中部近畿産業保安監督部
経済産業省大臣官房産業保安・安全グループ 鉱山・火薬類監理官付

(事務局) S O M P O リスクマネジメント株式会社

【検討経過】

- 第1回 日時：平成6年10月18日(金) 13:30～15:30
議題：労働安全衛生法令等での安全規制の動向等を踏まえた鉱山保安法令等での対応の方向性について
- 第2回 日時：令和6年12月24日(火) 14:00～17:00
議題：鉱山ヒアリング結果概要報告、業界団体における取り組み状況の紹介、措置の方向性(案)
- 第3回 日時：令和7年2月4日(火)～2月10日(月) (書面審議)
議題：報告書案について